2024年度 協同労働・ディーセントワークに関する事業・活動補助要項

協同労働を実現する労働者協同組合法成立以降、協同労働推進ネットワークが各地で設立されています。

一般財団法人協同労働くらしとしごとは、「協同労働に関する教育、調査研究・啓発に関する事業」を 行うことから、今年度「協同労働・ディーセントワークに関する事業・活動」補助を通して、協同労働を 推進する地域づくりを進めていきたいと思います。

協同労働や労働者協同組合をテーマにした集会や学習会の開催、調査活動、また協同労働推進ネットワークづくりなど、協同労働に関する教育・調査研究・啓発事業・活動に対して補助事業を実施します。

1、補助内容

- ・協同労働・労働者協同組合(法)をテーマにした集会・学習会の会場費・講師料等の補助
- ・協同労働の調査研究・啓発事業に関しての補助
- ・協同労働推進ネットワークづくりの費用への補助(会場費・講師料等)も実施します
- 2、補助金額:総予算100万円(想定:10万円を10団体に補助予定) 費用の1/2の補助を上限とします。
- 3、申請期間と事業・活動の開始について

1次募集:3月~4月末まで申請 5月審査 6月開始

2次募集:5月~6月末まで申請 7月審査 8月開始

3次募集:7月~8月末まで申請 9月審査 10月開始

4次募集:9月~10月末まで申請 11月審査 12月開始

5次募集:11月~12月末まで申請 1月審査 2月開始

6次募集:1月~2月末まで申請 3月審査 4月開始

4、留意事項

予算額を上回った時点で終了となります。

申請者は年度を超えた事業・活動が可能ですが期間は12カ月を基本とします。

基本的に後払いになりますが、仮払いが必要な方はお知らせください。

仮払いをした際は終了後には精算となり残額を返還していただきます。

計画が変わった場合は計画変更届が必要です。

補助額の増額変更はできません。

申請を出す旨を事前にご相談ください

- 4、審査は一般財団法人協同労働くらしとしごとの理事が行います 地域貢献、新規性、持続可能性、協同性の観点で審査します
- 5、提出書類:「協同労働・ディーセントワークに関する事業・活動計画」申請書 ※集会の場合、ネットワークづくりへの一連の流れを計画書に記入してください ※後日、実施報告書(写真)及資料並び領収書、決算書の提出をお願いします(任意様式)
- 6、補助金のお振込みは報告書、決算書の提出後になります
- 7、配布するチラシ等には「協力 一般財団法人協同労働くらしとしごと」とご記載ください

問い合せ:一般財団法人協同労働くらしとしごと 事務局 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タママビル 7F 03-6907-8040 kurashigoto@roukyou.gr.jp